



## TOKOニュースレター

Vol. 114/2020年6月号

発行日：2020年6月29日

今年の流行語大賞を発表します。年末まであと6か月ありますが、「新型コロナウイルス」に決定致しました。テレビ・新聞・雑誌等のメディアで見たり聞いたりしない日はありません。わたしも含め、国民一般は、毎日恐怖と不安を煽られている気がいたします。「20万人は死ぬ」「第2波、第3波は必ずやって来る」「二度と以前のような生活に戻れない」。しかしながら、医学と公衆衛生の世界的な権威だと思われていた国際組織が、思い切り「政治」に劣後していたり、大学教授の肩書でテレビに出ていた人は、医学部教授ではなく、教育学部教授で医師ではなかったことなど、洪水のように押し寄せる情報の中で、何を信じていいのかわらなくなっています。ここで、理性的に賢く生きていくには、感染症の歴史を調べて勉強してみるといいかもしれません。そもそも、人類が根絶できたウイルス感染症は、天然痘1つでしかない。また、根絶寸前と言われているポリオですら、治療薬はなく、ワクチンのみしか存在しない。これは、感染症の歴史ではないのですが、現時点で新型コロナウイルスによる死者数は、年間に餅をのどに詰まらせて死ぬ人（1500人程度）よりも、かなり少ないようです。すこしは、心持ちが明るくなったでしょうか？

### I. 最新情報（2020年5月1日～2020年5月31日）

#### 1. 業種別委員会

特になし

#### 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内容	適用時期等
2020年5 月8日	意見	国際評価基準審議会（IVSC）公開草案「国際評価基準（IVS）230 棚卸資産」に対するコメントの提出に	2020年2月28日に国際評価基準審議会（IVSC）から公開草案「国際評価基準（IVS）230 棚卸資産」（IVS 230 Inventory）が公表され、広く意見が求められました。  日本公認会計士協会では、この文書に対するコメントを取りまとめ、2020年4月30日にIVSCに提出しましたのでお知らせします。	—

		ついで		
2020年5月13日	周知	【IAASB】監査実務に関するスタッフ文書「変化し続ける環境下での継続企業の前提の評価 - 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響に関する監査上の留意事項」の翻訳の公表について	国際監査・保証基準審議会（IAASB）から、2020年4月29日付けでスタッフ文書「変化し続ける環境下での継続企業の前提の評価 - 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響に関する監査上の留意事項」が公表されました。我が国の監査実務者や利害関係者においても参考に資する部分があると考えられることから、当該文書の翻訳を公表いたします。	—
2020年05月18日	意見	IASB 公開草案「COVID-19に関連した賃料減免（IFRS第16号の修正案）」に対する意見について	2020年4月24日に国際会計基準審議会（IASB）から、公開草案「COVID-19に関連した賃料減免（IFRS第16号の修正案）」が公表され、意見が求められました。  日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、2020年5月8日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	—

2020年5月25日	意見	IASB 公開草案「金利指標改革－フェーズ2 (IFRS 第9号、IAS 第39号、IFRS 第7号、IFRS 第4号及びIFRS 第16号の修正案)」に対する意見について	<p>2020年4月9日に国際会計基準審議会 (IASB) から、公開草案「金利指標改革－フェーズ2 (IFRS 第9号、IAS 第39号、IFRS 第7号、IFRS 第4号及びIFRS 第16号の修正案)」が公表され、意見が求められました。</p> <p>日本公認会計士協会 (会計制度委員会) では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、2020年5月14日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。</p>	
------------	----	--	--	--

### 3. 学校法人会計 (学校法人委員会)

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2020年5月26日	実務指針	「公会計委員会実務指針第6号「国立大学法人等監査に関する実務上の留意点」の改正について」の公表について	<p>日本公認会計士協会 (公会計委員会) は、2020年5月14日に開催された常務理事会の承認を受けて、「公会計委員会実務指針第6号「国立大学法人等監査に関する実務上の留意点」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。</p> <p>2018年7月5日及び2019年9月3日に企業会計審議会より「監査基準の改訂に関する意見書」が公表され、企業会計の監査基準が改訂されたことを踏まえ、2019年11月25日付けで「国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」の改訂が公表されました。</p> <p>これを受けて、公会計委員会では、公会計委員会実務指針第6号「国立大学法人等監査に関する実務上の留意点」について、独立監査人の監査報告書の文例等の見直しを行うため、改正の検討を行ってまいりました。</p> <p>本改正は、2021年3月31日以降終了する事業年度に係る監査から適用されます。</p>	2021年3月31日以降終了する事業年度に係る監査から適用

### 4. 非営利・公会計 (非営利法人委員会、公会計委員会)

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2020年05月07日	要望	「独立行政法人等が提出する財務諸	独立行政法人及び国立大学法人の決算業務と監査業務が新型コロナウイルス感染症の影響により遅れが生じ、独立行政法人通	—

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

		表等の期限の取扱いについて(要望)の提出について	則法第 38 条に定める財務諸表の提出期限を守ることが困難となる可能性が高まっています。このため、2020 年5月1日付けで、独立行政法人等の主務大臣宛てに、柔軟な取扱いを求める要望書を提出しましたのでお知らせいたします。	
--	--	--------------------------	---	--

## 5. IT 関係 (IT 委員会)

特になし

## 6. その他

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2020年05月07日	周知	会長声明「緊急事態宣言の延長に対する声明」	日本公認会計士協会は、会長声明「緊急事態宣言の延長に対する声明」を2020年5月7日付けで発出しましたので、お知らせいたします。	—
2020年5月8日	周知	「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その5)」の公表について	日本公認会計士協会は、新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その5)について取りまとめ、2020年5月8日に公表いたしましたが、5月15日付けで「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第37号)が公布、同日から施行されたことを踏まえて、5月15日に更新いたしました。	—
2020年5月22日	研究報告	監査基準委員会研究報告第6号「監査報告書に係るQ&A」の改正について	日本公認会計士協会(監査基準委員会)は、2020年5月14日の常務理事会における承認を経て、同日付けで監査基準委員会研究報告第6号「監査報告書に係るQ&A」の改正を公表しました。 今回の改正は、新規上場の際に提出される有価証券届出書に関する、監査上の主要な検討事項(KAM)の適用範囲に関する取扱いを明確にするために、所要の改正を行ったものです。	2021年3月期から適用

## II. 連絡広場

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

## ワンポイントメッセージ

### 新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示について

#### 1. 金融庁及び公認会計士協会からの公表物

本ニュースレター4月号、5月号に記載のとおり、会計上の見積りに用いた仮定をより具体的に開示すること、翌年度以降のリスクがある場合には、今後の広がり方や収束時期等を含む仮定に関する追加情報の開示を行うことが強く期待されている、としている。

#### 2. 会計上の見積りに用いた仮定、今後の広がりや収束時期等を含む仮定

一般的には、固定資産の減損会計における将来キャッシュフローの見積り、繰延税金の回収可能性の判断、貸倒引当金の回収可能性の見積りに影響があると思われる。2020年3月期の上場会社の「追加情報」をみると、大半が2021年3月期上期まで（または、2021年3月期下期まで）に収束、その後は業績を回復するとの仮定をおいている。

#### 3. 経済の基礎条件は基本的にそれほど悪化しないという前提でよいのか

2021年3月期上期は大幅下振れ、2021年3月期下期回復というシナリオは、リーマンショックより甚大な経済の落ち込みになるとか、世界大恐慌がやってくるという人たちもいる中、妥当なのであろうか。

#### 4. 世界各国の経済政策との比較

日本は、総事業費223.9兆円の事業規模の経済対策を決めており、このうち財政支出（いわゆる真水）は61.6兆円（第一生命経済研究所による）と歴史的な水準となっている。真水のGDP比10%はオーストラリアの10.6%に次ぐ水準。また、日銀の異次元の金融緩和により、中小企業、大企業ともに資金調達は容易であるとともに、円高圧力がない。

#### 5. 経済対策の評価

政策の決定過程は混迷を極めていたし、若干出遅れ感があったため、「アメリカやドイツは20万現金が直ぐもらえるのに、日本はマスク2枚かよっ」と言われたこともあったが、結果出揃った経済対策はなかなかのものではないだろうか。なので、リーマンショック以上の落ち込みを想定し、日経平均8,900円、長期金利0%、ドル円相場90円というような前提でシナリオを書くのは、過度に悲観的といえよう。したがって、「上期のそれなりの落ち込み、下期徐々に回復」というシナリオは特段不合理ではない。

#### 6. 開示例

2月決算、3月決算会社の追加情報での開示のうち、より具体的に書いていると思われるものを紹介する。

##### ① 東証一部 卸売業

クルマ関連であり、影響は軽微とした例

(追加情報)

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

(会計上の見積りに対する新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症拡大による当社グループ事業における影響につきましては、上期末までには事業環境も通常の状態に戻るといった仮定の下、緊急事態宣言が発出された上期を中心に、来店客数の減少による売上高の減少を想定しております。

一方で、クルマは生活をする上で重要なインフラであることから、当社グループ事業に対する一定の需要が継続することが見込まれ、通期における影響は軽微であると仮定し、固定資産の減損、貸倒引当金、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

## ② 東証一部 海運業

日本だけでなく世界各国の収束の時期が見通せない中、半年から1年継続するとした例

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、複数の事業において荷動きの減少が見られ一部で船腹の運航調整を行っておりますが、必要な物資や資源の安定的な輸送を継続しております。新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、事業セグメント別に状況は異なるものの、世界経済の停滞に伴う荷動きの停滞・減少による事業への影響が予想され、日本だけでなく世界各国での新型コロナウイルス収束の時期が見通せない中、複数の外部の情報源も活用して各マーケットの影響を分析・評価した結果、半年から1年継続するとの仮定のもと、固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多いことから、翌連結会計年度の当社グループの財政状態、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## ③ 東証一部 銀行業

銀行業のため、資産査定に影響する可能性があったが、期末時点では重要な影響なかった例

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響は広範囲に及んでおり、今後の広がり方や収束時期を正確に予想することは非常に困難な状況にあります。当行グループにおいて、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定は、以下の通りであります。

### ・貸倒引当金

新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済への影響は、今後1年程度続くものと想定し、当行の貸出金等の信用リスクに一定程度影響を及ぼす可能性があるとして仮定して貸倒引当金の見積りを行っておりますが、当連結会計年度において、連結財務諸表に対する重要な影響はありません。ただし、新型コロナウイルス感染状況やその経済環境への影響が変化した場合には、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において、追加的な損失が発生する可能性があります。

## ④ 東証一部 その他の金融業

信用リスクに一定の影響があるとの仮定において貸倒引当金の計上の要否と見積りをしている例

(追加情報)

新型コロナウイルス感染対策本部より、日本全国での新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言がなされ、外出自粛や休業要請等の段階的緩和のロードマップが公表されております。再度の自粛・休業要請等の可能性もある中で、少しずつ経済活動が再開

に向けて動く現状にあるものの、緊急事態宣言以降の実体経済への影響は大きく、また、新型コロナウイルス感染症の世界規模の感染拡大やそれに伴う経済活動の停滞等が経済全体に大きな影響を及ぼしております。

当社の連結財務諸表を作成するにあたり、保有する営業債権である割賦債権、リース債権及びリース投資資産並びに営業貸付金等（以下、営業債権等という）については、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されているため、貸倒引当金の計上には一定の仮定に基づき見積りを行う必要があると考えております。

この新型コロナウイルス感染症に係る影響を受け、当社グループにおいては、手許流動性確保を目的とした短期的な支払猶予要請等の事象が生じています。当社グループでは、新型コロナウイルス感染症に伴う経済活動の停滞等による影響が収束するまで今後半年から1年程度かかるものと想定しており、保有する営業債権等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。

こうした仮定のもと、新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた顧客からの支払猶予要請について、顧客の直近の財政状態及び支払猶予の影響等を勘案し、入手可能な情報に基づいて貸倒引当金を計上する必要性の判断と見積りをしております。

しかしながら、見積りに用いた上記の仮定には不確実性があり、将来の新型コロナウイルス感染症の感染状況やその経済環境への影響が変化した場合には、翌年度以降の連結財務諸表において、保有する営業債権等に回収懸念が高まり追加の引当金が必要となる可能性があります。

## ⑤ 東証一部 小売業

### 固定資産の減損損失を計上した例

(追加情報)

当社グループは、現状、新型コロナウイルス感染症拡大により、2020年4月7日の緊急事態宣言発令等を受け、当社の直営店全店舗（SFPダイニング株式会社による運営店舗）において、同年4月8日より5月6日まで臨時休業しておりました。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、緊急事態宣言解除後から2021年2月期の下期にかけて緩やかに回復していくことを想定しております。

当社グループは、当連結会計年度において店舗にかかる固定資産の減損会計について、上述した仮定をもとに、固定資産の減損会計における将来キャッシュ・フローの見積りを実施いたしました。この結果、当連結会計年度末において、固定資産の減損損失172,094千円を追加で計上しております。

上記の意見部分は、筆者の個人的見解であり、東光監査法人の公式見解ではありません。

以 上

#### 【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703